

つるおかランド・バンクファンド助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鶴岡市内の密集住宅地の住環境課題を解決するために、個人、法人、町内会・自治会、まちづくり団体等が行う空き家、空き地、狭あい道路等の整備の経費に対し、つるおかランド・バンクファンド（以下「基金」という）の予算の範囲内で助成金（以下「助成金」という）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する建物その他の工作物で現に人が居住せず、又は使用していないもの及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 市内に存する宅地又はその周辺の空き地（宅地化された空き地その他の空闲地をいう。）、休耕地、水路等をいう。
- (3) 狭あい道路 市内に存する幅員4メートル未満の道路で、建築基準法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものをいう。ただし、4メートル以上の道路で市道認定をうけるために改良する場合には適用する。
- (4) ランド・バンク事業 市内の別表第1に掲げる区域（以下「指定区域」）内に存する空き家、空き地、狭あい道路のそれぞれ又は一体的に整備する事業をいう。
- (5) 自治組織 市内の町内会、自治会、住民会等の単位自治組織及び小学校区を単位とした広域的な自治組織をいう。
- (6) まちづくり団体 市内で公益活動を目的とする非営利法又は法人格を有しない任意団体等をいう。
- (7) ランド・バンク事業者 市内の指定区域内で、ランド・バンク事業を行う市内に本社、本店、支社、支店をおく宅地建物取引業者、建設業者、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、建築士をいう。

(助成対象事業及び対象経費)

第3条 助成金の対象となる事業は、別表第1に掲げる指定区域内とする。

ただし、事業内容が次の第1号から第3号のいずれかに合致していれば、この限りではない。対象となる経費については、1号～3号については別表第2の通りとする。

- (1) 空き家建替え・改修に伴う地域コミュニティ施設整備助成
- (2) 住民利便性の向上につながる私道等整備助成
- (3) 町内会等空き地活用整備助成
- (4) ランド・バンクコーディネート活動助成
- (5) ランド・バンク運営助成

<申請者 配布用>

(助成対象者)

第4条 助成の対象者は、この助成金の交付申請時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、反社会的勢力に該当するものは、助成の対象者としてしない。

(1) 空き家建替え・改修に伴う地域コミュニティ施設整備助成

個人、自治組織、まちづくり団体のいずれかで、空き家を購入又は賃借する者

(2) 住民利便性の向上につながる私道等整備助成

個人、法人、周辺住民の複合体及び自治組織

(3) 町内会等空き地活用整備助成

自治組織、まちづくり団体のいずれかで、空き地を購入又は賃借する者

(4) ランド・バンクコーディネーター助成

市内のランド・バンク事業者

(5) ランド・バンク運営助成

特非営利活動法人つるおかランド・バンク

2 前項第1号から第3号の規定による助成対象者は、次の各号の全てに該当しなければならない。

(1) この助成金に係る整備に関し、国、県又は市の制度による他の補助金等を受けていない者

(2) この助成金を受けて10年間以上整備した施設等を利用する意思のある者

(3) 助成概要や物件概要等の公表について同意できる者

(助成額)

第5条 助成額は別表第3のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

2 前項第1号から第3号の規定による助成金の交付回数は、同一申請者に対して1回限りとする。ただし、自治組織にあっては、異なる助成対象事業の場合はこの限りではない。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、つるおかランド・バンクファンド助成金申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

(助成金の審査)

第7条 申請者は、理事長の求めにより、つるおかランド・バンク助成金選定委員会（以下「選定委員会」という）が行う公開審査会に出席し、助成事業の内容等について説明を行わなければならない。ただし、第3条第1項第4号については、公開審査によらず理事長が審査を行うものとし、第3条第1項第5号については、鶴岡市長が行うものとする。

<申請者 配布用>

(助成金の交付決定)

第8条 理事長は、前条の公開審査会を受け、選定委員会が助成金の交付が適当と認めるときは、つるおかランド・バンクファンド助成金交付決定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成対象事業の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者という。」)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするとき、つるおかランド・バンクファンド助成金変更・中止(廃止)申請書(様式第3号)により理事長の承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の承認をした場合に準用する。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了した場合は、事業が完了した日から30日以内につるおかランド・バンクファンド助成金完了報告書(様式第4号)に必要な書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、当該報告書に係る事業の成果を適当と認めるときは、助成金を交付する。

2 未交付決定者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、つるおかランド・バンクファンド助成金交付請求書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第12条 理事長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、選定委員会が特に助成金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、つるおかランド・バンクファンド助成金返還命令書(様式第6号)により返還を命じるものとする。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

<申請者 配布用>

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

<申請者 配布用>

別表第 1 (第 3 条関係)

指定区域

鶴岡地区	鶴岡地区の用途区域内 3 6 町 本町二丁目、三和町、睦町、三光町、双葉町、千石町、 本町一丁目、昭和町、大東町、神明町、苗津町、日出 1 丁目、 日出二丁目 錦町、新形町、上畑町、山王町、泉町、若葉町、家中新町、 馬場町、東新斎町、城北町 本町三丁目、陽光町、美原町、青柳町 大宝寺町、末広町、日吉町、宝町、鳥居町 新海町、みどり町、大西町、西新斎町
海岸部の密集住宅地の区域	湯野浜地区、加茂地区、三瀬地区、温海地区、湯温海地区、鼠ヶ関地区

別表第 2 (第 3 条関係)

助成対象事業及び対象経費

第 3 条第 1 項第 1 号 空き家建替え・改修に伴う地域コミュニティ施設整備助成	指定区域内の空き家の建替え、増築、改修、修繕を行い下記の用途に供するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会公民館。ただし、一定期間、市民に開放する機能を有するもの ・ 交流・活動センター ・私設図書館 ・ ギャラリー ・カフェ。ただし商店街は除く ・ 商店。産業小分類に基づく小売業とする。ただし、商店街及び風俗営業許可を除く。 ・ 高齢者、障害者、学生、留学生、短期滞在型移住者向けシェアハウス。ただし、通常の賃貸共同住宅は除く。 ・ その他、地域活性化に寄与すると判断できるもの
第 3 条第 1 項第 2 号 住民の利便性向上につながる私道等整備助成	指定区域内の市道・私道・通路等の狭あい道路の築造、改良工事で下記の条件にあてはまるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 42 条 2 項道路とするための道路築造、改良。ただし概ね 4 軒以上の宅地利用に供するもの ・ 袋路の解消につながる道路築造、改良 ・ 概ね 4 軒以上の利用に供する道路の築造、改良 ・ 道路認定基準の認定に繋がる道路の隅切り改良 ・ その他、住民の利便性向上につながるものと判断できるもの

<申請者 配布用>

<p>第3条第1項第3号 町内会等空き地活用事業</p>	<p>指定区域内の空き地を通年で多目的に利用するための整備工事で下記の条件に該当するもの (春~秋季) ・ 多目的広場 ・コミュニティガーデン ・共同菜園 ・ 自治組織、周辺住民の複合体、まちづくり団体の共用駐車場 ・ゲートボール場 ・子ども広場 (冬季) ・ 自治組織、周辺住民の複合体、まちづくり団体の共用雪捨て場 (通年) ・ その他、住民の利便性向上につながるものと判断できるもの</p>
<p>上記1号から3号の助成事業対象経費</p>	<p>・ 本工事費 ・ 附帯工事費 ・ 測量設計費とする。 (社会資本整備総合交付金交付申請等要領別表第1による)</p>
<p>第3条第1項第4号 ランド・バンクコーディネート活動助成</p>	<p>特定非営利活動法人つるおかランド・バンクの依頼を受け、指定区域内で行うランド・バンク事業において発生した損失で、理事長が特に認めるものは下記の計算式による (建設・解体工事) 工事に要した費用－工事請負額 (事業調整) 権利調整に要した費用 (算定基準は別に定める) －各業が受領する法定手数料 (ランド・バンク事業者) 請求報酬額 (登録免許税等立替金を含む) －回収見込み額</p>
<p>第3条第1項第5号 ランド・バンク運営助成</p>	<p>(1)特定非営利活動法人つるおかランド・バンクが同法人の定款第3条に定める事業を運営するにあたり必要とする下記のもの ・ 不動産を一時取得するための費用 ・ 特定非営利活動法人つるおかランド・バンクが事業主体となり空き家、空き地、狭あい道路の整備を行う場合の一時的な費用 (2)特定非営利活動法人つるおかランド・バンクが指定区域内で行うランド・バンク事業において発生する経費について下記のもの ・ 事前調査に要した費用 (算定基準は別に定める) (3)その他、鶴岡市長が特に認めるもの</p>

<申請者 配布用>

別表第3（第5条関係）

助成額

第3条第1項第1号 空き家建替え・改修 に伴う地域コミュニ ティ施設整備助成	上限 1,000 千円かつ対象事業に係る対象経費の 5 / 10 以内
第3条第1項第2号 住民の利便性向上に つながる私道整備助 成	上限 1,000 千円かつ対象事業に係る対象経費の 7 / 10 以内
第3条第1項第3号 町内会等空き地活用 事業	上限 1,000 千円かつ対象事業に係る対象経費の 8 / 10 以内
第3条第1項第4号 ランド・バンクコー ディネート活動助成	上限 300 千円かつ対象事業に係る対象経費の 8 / 10 以内。 ただし、一事業あたり一のランド・バンク事業者に限る
第3条第1項第5号 ランド・バンク運営 助成	上限 10,000 千円かつ対象事業に係る対象経費の 10 / 10 以内 ただし、特定非営利活動法人つるおかランド・バンクが資金回収 した場合は 30 日以内に全額返還するもの。 また、同号の助成金累計額は 10,000 千円を超えないものとする。

別表第4（第12条・第13条関係）

助成事業の完了する日からの経過年数	返還金額
1年未満	助成金交付決定額の 100%
1年以上2年未満	助成金交付決定額の 80%
2年以上3年未満	助成金交付決定額の 60%
3年以上4年未満	助成金交付決定額の 40%
4年以上5年未満	助成金交付決定額の 20%